

付 議 第 6 号

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則議案

教員免許更新制に関する規則（平成21年高知県教育委員会規則第5号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号**教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則**

教員免許更新制に関する規則（平成21年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第12条第2項」に改める。

第2条第2項第1号中「第9条第1項第3号イ、ロ若しくは二」を「第9条第1項第3号イ、ロ若しくはホ」に改め、同項第2号中「又は特別支援学校を設置するもの」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。）を設置するものに限る。）又は同号二に掲げる法人（同号二の幼保連携型認定こども園の設置が県内であるもの）」に改める。

別記第1号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、同様式注中「すべてを記入できない」を「全てを記入することができない」に、「もののすべてを」を「ものの全てを」に改める。

別記第2号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、同様式注中「すべてを記入できない」を「全てを記入することができない」に改める。

別記第3号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、同様式注中「すべてを記入できない」を「全てを記入することができない」に改める。

別記第4号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、同様式注中「すべてを記入できない」を「全てを記入することができない」に、「もののすべてを」を「ものの全てを」に改める。

別記第5号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、同様式注中「すべてを記入できない」を「全てを記入することができない」に改める。

別記第6号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、同様式注中「すべてを記入できない」を「全てを記入することができない」に改める。

別記第7号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、同様式注中「すべてを記入できない」を「全てを記入することができない」に改める。

別記第8号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の教員免許更新制に関する規則別記様式は、この規則による改正後の教員免許更新制に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由

幼保連携型認定こども園制度の開始により、免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「規則」という。）が一部改正され、免許状更新講習を受講することができる者として、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人等の理事が追加されたことに伴い、必要な改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 規則第9条第1項第3号に、「二」として幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人が追加されたことに伴い、引用規定を整理する。
(第2条第2項第1号)
- (2) 免許状更新講習を受講することができる者として、県内に幼保連携型認定こども園を設置する学校法人及び社会福祉法人の理事を追加する。
(第2条第2項第2号)
- (3) 規定の整理（第1条、別記様式）

2 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

新 教員免許更新制に関する規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)第20条の規定に基づき、高知県教育委員会(第12条第2項において「県教育委員会」という。)の所管に係る教育職員免許状(以下「免許状」という。)の有効期間の更新及び延長並びに旧免許状所持者(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項に規定する旧免許状所持者をいう。)の免許状更新講習(免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。)の課程を修了したことの確認等に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許状更新講習を受講することができる者)

第2条 免許状更新講習規則(平成20年文部科学省令第10号。次項において「規則」という。)第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、県又は県内の市町村(市町村の組合を含む。)(以下「県市町村」という。)の教育職員(免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)として採用された者であって、引き続き県市町村の教育委員会(以下「県市町村教育委員会」という。)の職員として次に掲げる職にあるものとする。

(1)～(3) 略

2 規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県市町村の教育職員として採用された者であって、県市町村教育委員会の要請に応じ、国若しくは県市町村の職員又は規則第9条第1項第3号イ、ロ若しくは本に掲げる法人の役員若しくは職員(以下こ

旧 教員免許更新制に関する規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)第20条の規定に基づき、高知県教育委員会(第12条において「県教育委員会」という。)の所管に係る教育職員免許状(以下「免許状」という。)の有効期間の更新及び延長並びに旧免許状所持者(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項に規定する旧免許状所持者をいう。)の免許状更新講習(免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。)の課程を修了したことの確認等に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許状更新講習を受講することができる者)

第2条 免許状更新講習規則(平成20年文部科学省令第10号。次項において「規則」という。)第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、県又は県内の市町村(市町村の組合を含む。)(以下「県市町村」という。)の教育職員(免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)として採用された者であって、引き続き県市町村の教育委員会(以下「県市町村教育委員会」という。)の職員として次に掲げる職にあるものとする。

(1)～(3) 略

2 規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県市町村の教育職員として採用された者であって、県市町村教育委員会の要請に応じ、国若しくは県市町村の職員又は規則第9条第1項第3号イ、ロ若しくは二に掲げる法人の役員若しくは職員(以下こ

の号において「国等の職員」という。)となるため、県市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職しているものうち、県教育長が定める者

(2) 規則第9条第1項第3号ハに掲げる法人(県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼児連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼児連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。)を設置するものに限る。)又は同号ニに掲げる法人(同号ニの幼児連携型認定こども園の設置が県内であるものに限る。)の理事

の号において「国等の職員」という。)となるため、県市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職しているものうち、県教育長が定める者

(2) 規則第9条第1項第3号ハに掲げる法人(県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。)の理事

別記第1号様式(第6条関係)



高知県教育委員会 様

有効期間更新申請書

年 月 日

別記第1号様式(第6条関係)



高知県教育委員会 様

有効期間更新申請書

年 月 日

申請者 本郷地(都道府県名)
住所
勤務(予定)校・機関
職名
フリガナ
氏名 ⑥ 日生
電話番号

申請者 本郷地(都道府県名)
住所
勤務(予定)校・機関
職名
フリガナ
氏名 ⑥ 日生
電話番号

教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状更新講習の課程を修了したことによる免許状の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状更新講習の課程を修了したことによる免許状の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本郷地(都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本郷地(都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

- 注 1 次の書類を添えてください。
- 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書
 - 教育職員免許法第7条第4項の証明書(免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。)
 - 免許状について1欄に全てを記入することができないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
 - 2欄の「対象免許種」欄は、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○で囲んでください(複数あるときは、該当するものを全てを○で囲んでください。)
 - 記入内容に誤りがあつた場合は、免許状の有効期間の更新がされないのであります。

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

- 注 1 次の書類を添えてください。
- 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書
 - 教育職員免許法第7条第4項の証明書(免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。)
 - 免許状について1欄に全てを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
 - 2欄の「対象免許種」欄は、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○で囲んでください(複数あるときは、該当するものを全てを○で囲んでください。)
 - 記入内容に誤りがあつた場合は、免許状の有効期間の更新がされないのであります。

第2号様式 (第6条関係)



高知県教育委員会 様

(新)

免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

年 月 日

申請者 本籍地 (都道府県名)

住所

勤務 (予定) 校・機関

職名

フリガナ

氏 名 ④

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当することによる免許状の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地(都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 免許状更新講習を受ける必要がない事由

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書
- (2) 教育職員免許法施行規則第61条の4第5号に該当する場合は、表彰状の写し
- 2 免許状について1欄に全てを記入することができないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 3 教育職員免許法施行規則第61条の4第5号に該当する場合は、表彰の名称、表彰の理由となった功績、表彰を行った主体及び表彰の時期を2欄に記入してください。
- 4 教育職員免許法施行規則第61条の4第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する場合は、そのことの証明を任命権者等から下欄に受けてください。
- 5 記入内容に誤りがあった場合は、免許状の有効期間の更新がされることがあります。

※証明者記入欄

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名) 印

第2号様式 (第6条関係)



高知県教育委員会 様

(旧)

免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

年 月 日

申請者 本籍地 (都道府県名)

住所

勤務 (予定) 校・機関

職名

フリガナ

氏 名 ④

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当することによる免許状の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地(都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 免許状更新講習を受ける必要がない事由

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書
- (2) 教育職員免許法施行規則第61条の4第5号に該当する場合は、表彰状の写し
- 2 免許状について1欄に全てを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 3 教育職員免許法施行規則第61条の4第5号に該当する場合は、表彰の名称、表彰の理由となった功績、表彰を行った主体及び表彰の時期を2欄に記入してください。
- 4 教育職員免許法施行規則第61条の4第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する場合は、そのことの証明を任命権者等から下欄に受けてください。
- 5 記入内容に誤りがあった場合は、免許状の有効期間の更新がされることがあります。

※証明者記入欄

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名) 印

第3号様式 (第7条関係)

高知県収入基盤
及び付随所

高知県教育委員会 様

有効期間延長申請書

年 月 日

(新)

申請者 本籍地 (都道府県名)

住所

勤務 (予定) 校・機関

職名

フリガナ

氏 名

◎ 年 月 日生

電話番号

教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の9第1項の規定により、免許状の有効期間の延長を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地 (都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 延長前の有効期間

年 月 日

3 延長を申請する有効期間

年 月 日

4 免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難である事由

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書
- (2) 教育職員免許法第9条の3第4項に規定する者である場合は、そのことを証明する書類
- 2 免許状について1欄に全てを記入することができないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 3 教育職員免許法施行規則第61条の5各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、そのことの証明を任命権者等から下欄に受けてください。
- 4 記入内容に誤りがあった場合は、免許状の有効期間の延長がされることがあります。

※証明者記入欄

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5各号に掲げる事由に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名) 印

第3号様式 (第7条関係)

高知県収入基盤
及び付随所

高知県教育委員会 様

有効期間延長申請書

年 月 日

(旧)

申請者 本籍地 (都道府県名)

住所

勤務 (予定) 校・機関

職名

フリガナ

氏 名

◎ 年 月 日生

電話番号

教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の9第1項の規定により、免許状の有効期間の延長を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地 (都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 延長前の有効期間

年 月 日

3 延長を申請する有効期間

年 月 日

4 免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難である事由

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書
- (2) 教育職員免許法第9条の3第4項に規定する者である場合は、そのことを証明する書類
- 2 免許状について1欄に全てを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 3 教育職員免許法施行規則第61条の5各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、そのことの証明を任命権者等から下欄に受けてください。
- 4 記入内容に誤りがあった場合は、免許状の有効期間の延長がされることがあります。

※証明者記入欄

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5各号に掲げる事由に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名) 印

第4号様式 (第8条関係)



更新講習修了確認申請書

年 月 日

申請者 本籍地 (都道府県名)

住所

勤務 (予定) 校・機関

職名

フリガナ

氏 名

Ⓔ

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) 附則第9条第1項の規定により、更新講習修了確認を受けたので、次のとおり申請します。

- 1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の の本籍地 (都 道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

- 2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	対
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) 附則第15条の規定による証明書
- (2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第3条第1項の証明書 (免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。)
- 2 免許状について1欄に全てを記入することができないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 3 2欄の「対象免許種」欄は、教諭 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭) 免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を〇で囲んでください (複数あるときは、該当するものを全て〇で囲んでください。)
- 4 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習修了確認がされません。

第4号様式 (第8条関係)



更新講習修了確認申請書

年 月 日

申請者 本籍地 (都道府県名)

住所

勤務 (予定) 校・機関

職名

フリガナ

氏 名

Ⓔ

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) 附則第9条第1項の規定により、更新講習修了確認を受けたので、次のとおり申請します。

- 1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の の本籍地 (都 道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

- 2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	対
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) 附則第15条の規定による証明書
- (2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第3条第1項の証明書 (免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。)
- 2 免許状について1欄に全てを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 3 2欄の「対象免許種」欄は、教諭 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭) 免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を〇で囲んでください (複数あるときは、該当するものを全て〇で囲んでください。)
- 4 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習修了確認がされません。

第5号様式(第9条関係)



修了確認期限経過後の期間内確認申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地(都道府県名)

住所

勤務(予定)校・機関

職名

フリガナ

氏名

◎

年 月 日 生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、同号に規定する確認を受けたので、次のとおり申請します。

- 1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地(都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

- 2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第15条の規定による証明書
- (2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第3条第1項の証明書(免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。)
- 免許状について1欄に全てを記入することができないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習修了確認期限経過後の期間内確認がされないことがあります。

第5号様式(第9条関係)



修了確認期限経過後の期間内確認申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地(都道府県名)

住所

勤務(予定)校・機関

職名

フリガナ

氏名

◎

年 月 日 生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、同号に規定する確認を受けたので、次のとおり申請します。

- 1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地(都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

- 2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第15条の規定による証明書
- (2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第3条第1項の証明書(免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。)
- 免許状について1欄に全てを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習修了確認期限経過後の期間内確認がされないことがあります。

第6号様式 (第10条関係)

高知県収入課
貼り付け箇所

高知県教育委員会 様

(新)

修了確認期限延期申請書

年 月 日

申請者 本籍地 (都道府県名)

住所

勤務 (予定) 校・機関

職名

フリガナ

氏 名

Ⓔ

年 月 日 生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第4項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) 附則第9条第1項の規定により、同法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期を受けたので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地 (都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 延期前の修了確認期限

年 月 日

3 延期を申請する修了確認期限

年 月 日

4 修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難である事由

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号、以下「改正省令」といいます。) 附則第15条の規定による証明書
 - (2) 教育職員免許法第9条の3第4項に規定する者である場合は、そのことを証明する書類
- 2 免許状について1欄に全てを記入することができないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。

3 改正省令附則第7条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、そのことの証明を任命権者等から下欄に受けてください。

4 記入内容に誤りがあった場合は、修了確認期限の延期がされないことがあります。

※証明者記入欄

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) 附則第7条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事由に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名) 田

第6号様式 (第10条関係)

高知県収入課
貼り付け箇所

高知県教育委員会 様

(旧)

修了確認期限延期申請書

年 月 日

申請者 本籍地 (都道府県名)

住所

勤務 (予定) 校・機関

職名

フリガナ

氏 名

Ⓔ

年 月 日 生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第4項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) 附則第9条第1項の規定により、同法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期を受けたので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地 (都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 延期前の修了確認期限

年 月 日

3 延期を申請する修了確認期限

年 月 日

4 修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難である事由

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号、以下「改正省令」といいます。) 附則第15条の規定による証明書
 - (2) 教育職員免許法第9条の3第4項に規定する者である場合は、そのことを証明する書類
- 2 免許状について1欄に全てを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。

3 改正省令附則第7条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、そのことの証明を任命権者等から下欄に受けてください。

4 記入内容に誤りがあった場合は、修了確認期限の延期がされないことがあります。

※証明者記入欄

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) 附則第7条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事由に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名) 田

第7号様式(第11条関係)

高知県収入証紙
貼付箇所

高知県教育委員会 様

(新)

免許状更新講習免除申請書

年 月 日

申請者 本籍地(都道府県名)

住所

勤務(予定)校・機関

職名

フリガナ

氏 名

Ⓜ

年 月 日 生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第5項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、同法附則第2条第5項に規定する認定を受けたので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地(都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 免許状更新講習を受ける必要がない事由

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号、以下「改正省令」といいます。)附則第15条の規定による証明書
- (2) 改正省令附則第10条第1項第5号に該当する場合は、表彰状の写し
- 2 免許状について1欄に全てを記入することができなときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 3 改正省令附則第10条第1項第5号に該当する場合は、表彰の名称、表彰の理由となった功績、表彰を行った主体及び表彰の時期を2欄に記入してください。
- 4 改正省令附則第10条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する場合は、そのことの証明を任命権者等から下欄に受けてください。
- 5 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習免除の認定がされなことがありません。

※証明者記入欄

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名) 田

第7号様式(第11条関係)

高知県収入証紙
貼付箇所

高知県教育委員会 様

(旧)

免許状更新講習免除申請書

年 月 日

申請者 本籍地(都道府県名)

住所

勤務(予定)校・機関

職名

フリガナ

氏 名

Ⓜ

年 月 日 生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第5項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、同法附則第2条第5項に規定する認定を受けたので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地(都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

2 免許状更新講習を受ける必要がない事由

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号、以下「改正省令」といいます。)附則第15条の規定による証明書
- (2) 改正省令附則第10条第1項第5号に該当する場合は、表彰状の写し
- 2 免許状について1欄に全てを記入できないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 3 改正省令附則第10条第1項第5号に該当する場合は、表彰の名称、表彰の理由となった功績、表彰を行った主体及び表彰の時期を2欄に記入してください。
- 4 改正省令附則第10条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する場合は、そのことの証明を任命権者等から下欄に受けてください。
- 5 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習免除の認定がされなことがありません。

※証明者記入欄

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

(証明者名) 田

第8号様式 (第12条関係)

高知県入居届
取り付け届証

(新)

証明書再発行申請書

高知県教育委員会 様

年 月 日

申請者 本籍地 (都道府県名)

住所

勤務 (予定) 校・機関

職名

フリガナ

氏 名 年 月 日生

電話番号

教員免許更新制に関する規則第12条第1項の規定に基づき証明書の再発行を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

1 再発行を申請する証明書の種類 (該当するものの番号を○で囲んでください。)

- (1) 有効期間更新証明書
- (2) 有効期間延長証明書
- (3) 更新講習修了確認証明書
- (4) 修了確認期限経過後の期間内確認証明書
- (5) 修了確認期限延期証明書
- (6) 免許状更新講習免除証明書

2 破損し、又は紛失した証明書の発行年月日

年 月 日

3 証明書を破損し、又は紛失した理由

4 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地 (都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

5 免許状の有効期間又は免許状更新講習の修了確認期限

年 月 日

第8号様式 (第12条関係)

高知県入居届
取り付け届証

(旧)

証明書再発行申請書

高知県教育委員会 様

年 月 日

申請者 本籍地 (都道府県名)

住所

勤務 (予定) 校・機関

職名

フリガナ

氏 名 年 月 日生

電話番号

教員免許更新制に関する規則第12条第1項の規定に基づき証明書の再発行を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

1 再発行を申請する証明書の種類 (該当するものの番号を○で囲んでください。)

- (1) 有効期間更新証明書
- (2) 有効期間延長証明書
- (3) 更新講習修了確認証明書
- (4) 修了確認期限経過後の期間内確認証明書
- (5) 修了確認期限延期証明書
- (6) 免許状更新講習免除証明書

2 破損し、又は紛失した証明書の発行年月日

年 月 日

3 証明書を破損し、又は紛失した理由

4 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地 (都道府県名)
		年 月 日	教育委員会		

5 免許状の有効期間又は免許状更新講習の修了確認期限

年 月 日

○免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（講習を受講できる者）</p> <p>第九条 免許法第九条の三第三項第一号に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。</p> <p>一 校長、副校長、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者並びに免許法施行規則第六十九条の三に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）（次項第一号において「学校」という。）において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服する者</p>	<p>（講習を受講できる者）</p> <p>第九条 免許法第九条の三第三項第一号に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。</p> <p>一 校長、副校長、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者並びに免許法施行規則第六十九条の三に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下次項第一号において「学校」という。）において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服する者</p>

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

三 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

イ 国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ロ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人

ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ニ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）

ホ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に

規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの

四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

2 免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

三 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

イ 国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ロ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人

ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に

規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの

四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

2 免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一 学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であつた者であつて、教育職員となることを希望する者（前項第一号から第三号までに該当する者を除く。）

二 次に掲げる施設に勤務する保育士

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所

ハ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（幼稚園を設置する者が設置するものに限る。）

三 教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者

一 学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であつた者であつて、教育職員となることを希望する者（前項第一号から第三号までに該当する者を除く。）

二 次に掲げる施設に勤務する保育士

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所

ハ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（幼稚園を設置する者が設置するものに限る。）

三 教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者